

第5次長野県子ども読書活動推進計画(原案)」へのご意見の概要と県教育委員会の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間：令和7年1月23日（木）～令和7年2月21日（金） 30日間
- 2 意見提出者数：4名
- 3 意見件数：18件

お寄せいただいたご意見の概要と県教育委員会の考え方は以下のとおりです。

No.	項目	該当 ページ	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
1	Ⅱ－3 数値目標の進捗状況	6	第4次計画の数値目標である、貸出冊数、学校図書館図書標準達成率、データベース化率でしか現在は学校図書館を評価できないのかもしれないが、それだけでは児童生徒が活用できる図書館かどうかを評価するのは難しい。 今後に向けての提案だが、自治体が学校に配当している図書館関係予算が、国からの地方交付税を上回っているか等についても調べてはいかがか。また、新聞の購読紙数についてもデータがほしい。	本計画における取組の充実を図るため、県内の子どもの読書活動の現状を把握し基礎情報を得ることを目的とした新たな調査を実施することを指標の1つとしています。いただいたご意見は、今後、調査項目を検討する際の参考とさせていただきます。
2	Ⅱ－4 主な課題	7	「読書」に関する定義がなされているが、定義に合った項目を設定した調査がなければ、読書活動の的確な推進と評価がなされない。今後読書の多様化を進めるにあたり、紙媒体以外のデジタルや音声などにおける「読書活動」も視野に入れたアンケートや評価を考えるべき。	本計画における取組の充実を図るため、県内の子どもの読書活動の現状を把握し基礎情報を得ることを目的とした新たな調査を実施することを指標の1つとしています。いただいたご意見は、今後、調査項目を検討する際の参考とさせていただきます。
3	Ⅱ－4（2）推進体制について	8	学校司書の非正規率の高さについて、特に高校の読書活動の推進を中心になって担う人材が育たないという問題の解消に向けての提言が無い。「探究県」長野を目指すには、そこを支える人材は誰かが不明確である。	学校司書が児童生徒の読書活動推進において果たす役割は大きなものと考えるため、【推進方策2－3】において、人的体制の充実に言及するとともに、資質能力向上のための研修実施についても記載しました。学校司書の配置については、それぞれの学校の設置者において「学校図書館法（昭和28年法律第185号）」等の関係法令の規定を踏まえ判断することになりますので、市町村等へは本計画及び関係法令について周知してまいります。
4	Ⅲ－2 共通する視点 視点1 豊かな読書体験が得られる取組の推進	9	1冊の図書を読み通すことばかりが読書ではない、という捉えは理解できるが、紙での読書も促進したいという願いはぼやけてしまっているように感じる。	「読書」には多様な目的や形があるという前提に立ち、様々な状況にある全ての子どもたちが豊かな読書体験を得られるよう取組を推進してまいります。
5	Ⅲ－2 共通する視点 視点2	9	デジタル社会と読書の多様化に即した学校現場への予算措置がない。	本計画について広く周知を図るほか、それぞれの学校の設置主体に対しても、計画を踏まえた取組が展開されるよう働きかけを行ってまいります。
6	Ⅲ－2 共通する視点 視点3	9	障害のある子どもたちの読書活動を支える学校図書館の施設の貧弱さと、整備と支援の中核になる学校司書の不在を解消する提言が弱い	特別支援学校図書館については、業務システムの導入をはじめ段階的に整備充実を進めているところであり、引き続き多様な子どもたちの読書機会の確保に努めてまいります。
7	Ⅲ－2 共通する視点 視点2 デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実	9	「デジタルを活用した取組を進めます」のイメージがつかめない。（電子図書館やICT活用の支援的な役割を果たすことか？）	基本理念として掲げた、“「読むこと」「知ること」の楽しさを全ての子どもたちに”の実現に向けて、読書活動の推進のほか人的体制も含めた読書環境整備の様々な場面において、デジタルを活用していくことを想定しています。 （ご意見にある電子図書館の活用のほか、ICT活用支援もその一例だと考えます）
8	Ⅲ－3 取組の柱1 信州全体での子ども読書活動の推進	10	人口規模の小さい町村だけでなく、市であっても図書館サービスを活用できるかどうかは、地域によって大きな格差がある。	基本理念の実現に向けて、子ども読書活動推進の主体となる様々な関係者・団体等が連携・協力し取組みを展開していくための枠組みとなる横断的で有機的なネットワークの構築に向けた検討を進めてまいります。

9	Ⅲ－３　【推進方策１－１】 家庭等における読書活動の推進	10	実効性ある取組にしていただきたいため、地域開放型学校図書館など、具体的な方向性も盛り込んでほしい。 「本」はあくまでもメディアの１形態なので、本が持つ要素を子どもたちが自由に様々な形で取り入れる機会を保障するという意味では、単に本がある場所を維持するだけでなく、地域の大人や他の要素との接点としての「図書館」という目線で推進していくことが、結果として子どもたちが得るものが最大化するのではないか。 また、そのような開いた場を作る一方で、子どもたちのセーフティネットという意味での学校図書館という文脈においても、その機能を最大化するための内外リソースの発見と活用を考えていただきたい。	本計画は、県の施策の方向や取組を示すとともに、子どもの読書活動推進を担う様々な関係者・団体等の指針としての性格もあることから、それぞれの主体が各地域において取組を進めていくうえでの参考としていただけるよう方向性の提示を中心としています。 取組を進めていくとともに、計画の趣旨について周知を図ってまいります。
10	Ⅲ－３　【推進方策１－１】 家庭等における読書活動の推進	10	「家読（うちどく）」に※がついているが用語解説に「家読」がない。	用語解説の17ページに記載があります。
11	【推進方策2-2】 学校における読書環境の整備	13	「学校図書館図書標準」についてはその数値の達成に主眼が置かれ、資料の更新がなされないといった本末転倒なことにならないよう、資料更新のための予算配分や学校現場での理解が必要。	学校図書館の整備充実にあたっては、「学校図書館ガイドライン」や国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」等に基づき進めていくことが重要であり、「学校図書館図書標準」についてもその達成を目的とするのではなく、趣旨を踏まえた運用が図られるよう、市町村や学校に対して周知してまいります。
12	Ⅲ－３　取組の柱2 子ども読書活動推進のための環境整備	13	特別支援学校に司書の配置が無いことに疑問を感じている。特別支援学校の子どもの発達やニーズに合わせた学校図書館の設置と司書の配置についても同計画に盛り込めると良いと思う。 また、特別支援学校図書館のサービス充実について、県教委及び県立長野図書館からの直接のサポートが必要ではないか。	ご意見を踏まえ、【推進方策2－3：子どもの読書活動を支える人的体制整備】において「 <u>県</u> や市町村（学校組合）教育委員会においては」を追記しました。 特別支援学校図書館については、業務システムの導入をはじめ段階的に整備を図っているところであり、その過程において県立長野図書館も実務的なサポートを行っています。
13	Ⅲ－３　【推進方策2－1】 地域における読書環境の整備	13	学校図書館は、子どもや地域住民と公共図書館とのハブになり、公共図書館の活用を広めていける力を持っているほか、公共図書館的なサービスを提供できる可能性もある。 そういう意味でも、公共図書館は学校図書館への支援や連携のあり方を学び、学校図書館と互いのニーズや実践をすりあわせ、協力して図書館サービス向上に努めてほしい。	学校図書館がその機能を十分に発揮していくためには地域の公共図書館との連携や支援体制の充実が必要であることから、【推進方策1－2：地域における読書活動の推進】において盛り込んでいます。
14	Ⅲ－３　【推進方策2－2】 学校における読書環境の整備	13	教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めるためには、「学校図書館ガイドライン」や「第6次学校図書館計画」を踏まえ、学校図書館整備の重要性を理解することが必要。そのためにも、教育委員会の学校図書館担当者の研修及び専門的見識のある担当者の配置、学校図書館支援センターの設置が必要ではないか。	子どもの読書活動推進を図っていくための方策や人員体制等については、各自治体の地域性や課題等に応じてより良い形で展開がなされるよう、本計画について広く周知を図るとともに市町村に対し働きかけを行ってまいります。
15	Ⅲ－３　【推進方策2－3】 子どもの読書活動を支える人的体制の整備	14	司書や学校司書、司書教諭の人的体制を充実させることも重要だが、学校図書館の機能や時代のニーズに合わせた資料構成やサービスの変化などについて管理職や教員の理解が無いと、学校図書館が活用されない。 授業実践の事例ではICT活用ばかりが目立っているが、子どもたちの主体的な学びを支える学校図書館の役割や機能について、管理職や教員全体の研修が必要ではないか。	教員を対象とした学校図書館に関する研修は長野県総合教育センターが毎年実施しています。 その他にも様々な機会を通じて本計画について広く周知を図るほか、それぞれの学校の設置主体に対しても、計画を踏まえた取組が展開されるよう働きかけを行ってまいります。

16	4 推進体制 （２）有機的なネットワークの構築に向けた検討	15	県内には、素晴らしい活動を行っている個人、団体、企業が多く存在しているため、特定の個人、団体、企業に依存するだけでなく、ある程度開かれたネットワークの構築を望む。子どもたちと読書を真ん中に置いたときに、大人ができるだけ多様な関わり方ができるような取組みになることを希望する。	子どもの読書活動推進に関わりのある県内の様々な関係者に参画していただけるよう、開かれたネットワークの構築について検討を行い、子どもが主体となる読書推進活動となるよう、取組を進めてまいります。
17	4 推進体制 （２）有機的なネットワークの構築に向けた検討	15	子どもの読書活動を支える公立図書館や学校図書館を支えるのが長野県図書館協会のはず。司書の資質向上を図るための研修実施は図書館協会の尽力なしにはできないと思うが、現在の人的体制では市町村立図書館や学校・学校図書館と連携して子どもの読書活動推進につながる取組みはできない。個々の市町村立図書館や学校図書館が読書活動推進していくためには、下支えとなる県立長野図書館の職員や長野県図書館協会のスタッフを増やしていただきたい。 県教委には、全県での読書活動推進を図るために、主体となる関係者等が連携する際の潤滑油の役割を果たす部署にもっと人と予算を付けてほしい。	長野県図書館協会は県内の公共図書館や学校図書館、大学・専門図書館等で構成される任意団体であり、研修事業等については県立長野図書館と連携して実施しているところです。 協会をはじめとした、県内における子どもの読書活動推進に関係する様々な主体の活動の充実が図られるよう、広く計画の趣旨や内容について周知を図ってまいります。
18	5 指標 （１）県民一人当たり年間貸出冊数（公立図書館・電子図書館）	16	学校図書館がスコープの外にあることに違和感。司書等配置の困難さなど事情があるかと思うが、それならば尚更、指標として実態把握可能な状態になる学校図書館の割合など含めても良いのでは。 読書は単に5年間本に触れるだけで良いということではないはず。高校生、大学生、社会人となった時に振り返って、幼少期の読書体験から影響を受けていた、ということもあると考えるため、指標についても、当該計画期間中の冊数だけでなくより長期の定性的な要素を盛り込んだより良いものにしていただきたい。	当指標は「長野県総合5か年計画 しあわせ信州創造プラン3.0」（計画期間：R5～R9）においても達成目標として設定しているものであり、電子書籍を含めた多様な読書活動の充実を図るために適した指標として掲げました。 ご意見をいただいた学校図書館の活動を計る指標や定性的な要素等をもつ指標の選定については、5指標の（３）に記載した「読書活動の現状調査」の実施に向けて検討していく中で参考にさせていただきます。